

## 令和元年度第1回小都市地域福祉計画策定委員会 議事要録

日時：令和元年6月27日（木）

午後6時30分～

場所：北別館2階 大会議室

(出席委員)

中村秀一委員、近藤委員、吉塚委員、古賀委員、森委員、久永委員、野口委員、  
野田委員、中間委員、永利委員

(欠席委員)

島田委員、中村愛沙委員

### 1. 開会のあいさつ

会長：

1日の終わりの時間帯にお集まりいただき、ありがとうございます。梅雨に入り、災害が懸念されます。また、高齢者の交通事故の問題や引きこもりの方による事件など、様々な課題があります。我々が住む地域の中で、どうしたらみんなが安心・安全に暮らせるのかを真剣に考えなければいけません。小都市が実施している「市民」という視点で、いいものを作り上げていきたいと思います。委嘱を受けて1年になります。皆様のご協力をいただきながら、計画を策定していくきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### 2. 委員自己紹介

森委員、中間委員、事務局の自己紹介

### 3. 前回委員会からの経過報告

(事務局より資料1に基づき説明)

### 4. 議題

(1) 各種結果報告について

- ・地域福祉に関する市民意識調査結果報告書について
- ・市民ワークショップ・市民団体ワークショップ結果報告書について
- ・分野別課題調査結果報告書について

(事務局より説明)

会長：

事務局から説明がありました。ご質問等があればお受けします。

委員：

第1期地域福祉計画の重点項目の1番に「地域福祉の担い手の育成」を掲げましたが、民生委員として活動している中で、今の小都市の地域福祉の推進の体制は、民生委員の比重が非常に多い上に、地域の役員の一部に片寄っているような気がしてなりません。12月に民生委員の一斉改選がありますが、民生委員のなり手がない地域もありますので、今後、計画を作る中で、地域福祉を考える体制そのものを見直していただきたいと思います。

社協は、職員が3名増えて体制が充実してきており、アウトリーチとして地元に出て行く考えも持っていますが、一挙にそういうところまではいかないと思います。高齢者を支える見守り体制は、民生委員が特に負担を感じているところですので、ぜひご検討をいただければと思います。

会長：

「その他の気になる意見」にも、「区長や民生委員への負担の集中」とあります。この件について、意見があればお願ひします。

事務局：

これから地域福祉を推進していくための体制強化と併せて、昨年度から社会福祉協議会の体制も強化しています。

地域福祉を推進していくための担い手問題は、小都市の中でも長年にわたって大きな課題となっています。今年度、初めて、地域の担い手問題を民生委員と区長と一緒に考えられないかということで、担い手問題検討会をスタートさせる予定です。この中で、地域の担い手の当事者として、区長や民生委員のご意見をいただけるのではないかと考えています。その中に、福祉課と社会福祉協議会も入っていきたいと思います。

委員：

小都市は、区独自で福祉協力員的な方を決めている所もありますが、統一的に市や社協から委嘱されたものではありませんので、個人情報の関係やいろいろな縛りがありません。他の自治体では、校区社協、地区社協の下に、民生委員のほかに社協会長の委嘱で福祉員や見守り推進員など、いろいろ設置している所もありますので、小都市もそういうものを考えるべきではないでしょうか。

委員：

民生委員に限らず、役になり手がないというのは、全ての団体の共通の問題で、同じ人が何回も繰り返し長い期間やることが多く、そのため関わらない人は全く関わらないという現象があります。また、誰かが世話役になったら、全部その人に投げてしまって他の人は知らんふりをしているのが今の社会的な現状だと思いますので、人材を育てるための社会的な仕組みづくりや教育の

ようなことも必要ではないかと思います。

会長：

今のご意見の1つは、絶対的に守らなければならない役職の現状です。民生委員・児童委員については、法定の定数がありますので、いろいろな団体の役員とは少し違う面があるかもしれません。もう一つは、長期的に考えて、みんなが役を持つまちづくりをしないといけないということだと思います。ですから、絶対的にキープしていかなければならぬところと、今後の人材を育成する土壤をつくるということだと思います。

副会長が言われたのは、小都市の地域組織として、校区社協がない実態をどう見るかということだと思います。校区社協があれば、そこに福祉協力員とか福祉委員という方々、民生委員と一緒にあってやっていく方を社協が委嘱して、人材の集中の問題が軽減される手立てがあるのでないかということだと思います。

この件について、いかがですか。

委員：

民生委員の平成30年度の活動記録を見ましたが、高齢・1人暮らしの方の見守りから、地域の懇談会や研修会など、仕事がとても多いと感じます。これでは民生委員のなり手がないと思います。

会長：

民生委員の活動を調査すると、27~28日くらいなので、やらされ感があると、引いてしまうのではないかと思います。自分が元気でいるためにとか、自分の価値観とリンクすると思えると、長く続けられることもあると思いますが、現実的には業務が多すぎると思います。北九州市では、どうやって民生委員の仕事を軽減しようかという会議があったそうです。しかし、減った仕事は誰がやるのかということになるため、社協と連携したりしているのかもしれません。

忙しいということを認識して民生委員を引き受けさせていただかないといけないと思います。調査結果では、「1期、3年だけでいいからやってくれ」と、押し込まれたと聞きます。3年でやめる人が多いのですが、3年でやめたほうがいいのか、長く続けたほうがいいのかは、一長一短があると思います。私は、民生委員は1期ではもったいないと思います。

八女市は高齢化率が非常に高いので、必要に迫られて、福祉委員がどんどん入れ替わって、知らない間に地域福祉の土壤ができています。人口構成や高齢化率を考えたときに、それをやるべきかどうかも含めて、協議したほうがいいと思います。

民生委員の件は、時間をかけて議論しましょう。

委員：

地域のボランティア活動もいつも同じメンバーで、関わりがない方が大多数です。小都市に来る前、子ども会に関わっていたので、こちらでもお手伝いができると思って参加しましたが、活動が消極的でした。以前、住んでいた地域は、市子連に加入しており、県子連、全子連という組織があって、子ども会は、子どもが主体で、会長は子どもで、自分たちで自主的にやっていく

のです。

小郡市では、市全体で子どもたちを育てていこうではないかという大人の集まりの市民会議がリーダー研修会などを通して子どもの育成支援をしています。一方、縦横の組織が無い子ども会は会長以下運営役員は保護者であり、輪番制で役員になった方は責任感を持ってやられていますが、自分から手をあげて積極的に活動を行おうとする保護者は少なく、義務感でやっているようになります。

今、子ども会の活動は母親と子どもが中心ですが、他の所は父親も関わっています。父親が入ると活動内容が違ってくるのではないかと思います。子どもは親の背中を見て育ちます。そもそも、長い目で見ると、地域活動に対して積極的に参加する意識の育成が課題なのかなと思います。

委員：

ボランティア連絡協議会も若い人が入ってこなくて、同じ人が長く続いている状況です。新しくできた団体には、新しい住民の方が作り上げた団体もあります。

私は、子どもが幼稚園、小学校、中学校、高校でPTAの役員をやっていましたが、小学校の役員が終わったらお役御免という感じが今もあります。せっかく地域との関わりを持ったのに、地域に取り込んでいく仕組み作りがないので、小学校のPTA会長をやったというところで終わってしまいます。

また、何かやってみたいと思っても、個人では、ボランティア団体に入ることはできても地域の役割の中には入りにくいので、民生委員や区長・会長と一緒に活動をしている協働のまちづくりなどをきっかけに、PTA役員をほかの役に引き込んでいくなどの工夫をしていくといいと思います。やってみたいという意識がある人はたくさんいるので、もったいないと思いました。

会長：

役をやっていてよかったですと思わないと続かないと思いますし、新規の若者にどうアプローチしていくかということだと思います。今、いただいたご意見では、その面が手薄だということでした。こういうことも含めて、人材等の育成は、今後の大きな課題だと思います。

## (2) 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子(体系)案について

(事務局より資料に基づき説明)

会長：

ありがとうございました。質問等を受けたいと思います。

地域福祉計画と活動計画について、もう少し分かりやすく説明をお願いします。

事務局(社協)：

市が策定する計画と社協が策定する活動計画の違いについては、我々専門職は分かっていても、地域福祉活動を推進する市民の皆さんには非常に分かりにくいと考えています。その違いを言葉で

説明するのは非常に難しいと思いますが、一体として策定して、すみ分けをきちんと表記することが、社協の職員としてはベターな形ではないかと思います。  
一体的な策定についての他市町村の例などがあれば、教えていただけたらと思います。

会長：

私が関わっている自治体では、今のところありません。

法律上、市の計画と社協が持つ活動計画は相反してはならないので、連携して作るのが基本だと思います。しかし、実体的には、行政が行う地域福祉と民間が行う地域福祉が縦分けのところが整理されていなければ、違和感が出てきます。今回は、厚労省が共生社会を打ち出したので、ある意味、民間主導型でやってきた地域福祉に行政主導型が加わったと思うのです。

どういうことかというと、行政は、憲法第25条の生存権保障の施策を、平等かつ全域的に進めようとしてきましたが、現実的には、地域福祉の細かいものに臨機応変に対応できないところがあります。そこを民間がやってきたのです。ですから、民間の機能と行政の機能をきちんと組み合わせた形なら、合体でもいいと思いますが、すみ分けをきちんとしておかないといけません。例えば、行政福祉は「支援する者」から「される者」という矢印ですが、地域共生社会の対象者は、高齢者や子ども、障害者、生活困窮者など、一般的に社会的弱者と言われる人です。年齢が高いか低いか、またはお金があるかないか、障害があるかないか、などで区分する行政の考え方を住民間でやると、とんでもない壁が入ってしまいます。ですから、今まで保護の客体と言われた人たちが、権利の主体となるのです。住民福祉の場合は、矢印ではなくてイコールのはずです。だから、この矢印とイコールがきちんとこの中で説明されないと、逆に分からなくなるのではないかと思います。

事務局：

地域福祉計画は、社会福祉法で規定されている法定計画で、地域福祉活動計画は、社協が自主的に作っているものです。地域福祉計画は、社会計画の面が多くあるので、行政だけの考え方では難しい部分があるため、市民、地域の団体の皆さんに進めてほしい取り組みも手厚く含んでいる計画として作っています。現在の地域福祉計画も、地域福祉の担い手として社協に取り組んでいただきたいことを掲げていますが、地域福祉活動計画では、具体的に民間に取り組んでいただきたいことを取りまとめ、地域福祉計画と地域福祉活動計画の基本理念や基本目標を統一させて、1つの章の中で表現できれば、一体的に策定された分かりやすい計画になるのではないかと考えています。

会長：

章の中の表現の仕方と、官民の連携が根っこにあります。前向きな合体なら、とてもいい話だと思います。

委員：

例えば「第5節 小都市が取り組んでいくこと」では、公助・共助・自助等、みんなで取り組むこ

ともあると思いますが、市はどこまでやるのかが計画の中には見えないし、どこまでやったのかも分かりません。誰が主体で、どこまでやったのかを明確にするべきではないかと思います。

会長：

地域共生社会とはいって、責任の所在が不明確になる表現は避けなければいけません。行政がやらなければいけないことと、民間がやらなければいけないこと、またはやったほうがいいこと、住民がすべきこと、やったほうがいいこと、そういう表現を盛り込みながら、明確にしていくことが必要だと思います。一緒にになって見えなくなることは避けなければならないと思います。

委員：

行政や社協任せではなく住民が自分たちで何とかしていかなければいけないという気持ちを育てなければいけないと思います。今までは、何とかなっていましたが、これからは住民も共に地域福祉を支えていかなければ行政や社協の力だけでは何とかならないということを住民と共有する必要があると思います。

事務局：

第1次計画でも、自助・互助・共助・公助の取り組みとして、皆さんにやっていただきたいこと、市が進めていくべきことを記載しています。この形式は、地域福祉計画の第2次計画でも踏襲しないと、地域の皆さんにやっていただきたいことが見えてきません。公助として市がやっていくことを記載しますが、共助を含めて地域福祉計画での市がやるべきことは、どうしたら市民に興味を持ってもらえるか、前向きにやってもらえるか、情報の提供や仕組み作りを示すことが、この計画での公助であり、市が取り組むべきことになると思います。

この中に、地域福祉活動計画のような民間の計画が入ってくることで、うまく連携させて、市はこういう支援をやると、これを受けて社協を中心に民間で具体的にこういうことをやるということが示されればいいと思います。

会長：

互助・共助・公助を羅列するよりも、小郡市はどこに力点を置いてやるかだと思います。互助は1対1で、長続きするものではありません。1人の高齢者や障害者の問題が、地域全体の共通の問題になっているので、住民の手で仕組みを作らなければどうにもならないと言われています。その仕組み作りは、ある意味共助なので、そこに力点を置いて、住民を啓発できる内容についていく必要があると思います。また、市民の方にいつまでも守られる側ではなくて、主体者として動こうということをどう啓発するかも、入れていかないとけないと思います。

委員：

私が言いたかったのは、担うべきところについては、市や社協が何をやるかを具体的に書いて欲しいということです。

また、市役所がする公助に加えて、共助の部分でどのように組織づくりされるのかをはっきりし

ていただきたいと思います。

会長：

人材の部分は議論していかなければいけないと思います。今後、どこがどうやっていくかということは、市全体の弱さが明確に出てきた問題です。

貴重なご意見をありがとうございました。

(3) 「小都市地域福祉計画」平成30年度実施状況報告について

(事務局より資料に基づき説明)

会長：

ありがとうございます。質問等をお受けします。

資料の見方ですが、「今後の方向性」の欄に「拡大」「現状維持」とありますが、現時点で見たときということですか。

事務局：

そうです。担当課で考えている状況を記載しています。

会長：

今日出た資料ですので、持ち帰ってもう一度現状を見ていただいて、何かあれば次回提言してください。

委員：

市民ワークショップの結果で、外国人の問題についてはありませんでしたか。

事務局：

外国人の問題は、生活のマナーについてや、不便な様子なので周りで助けていく必要があるだろうという意見を中心に、複数の意見がありました。

会長：

全ての議題が終わりました。総括して皆さんから何かありませんか。なければ、事務局にお返しします。

## 5. その他

○今度のスケジュールについて  
(事務局より資料1に基づき説明)

## 6. 閉会のあいさつ

副会長：

熱心に意見を出してください、ありがとうございました。令和2年度から5年間の小都市の福祉計画の基礎となる計画です。小都市ならではの計画を作るために、地域市民のための計画にしていきたいと思いますので、今後もよろしくご協力をお願いします。